

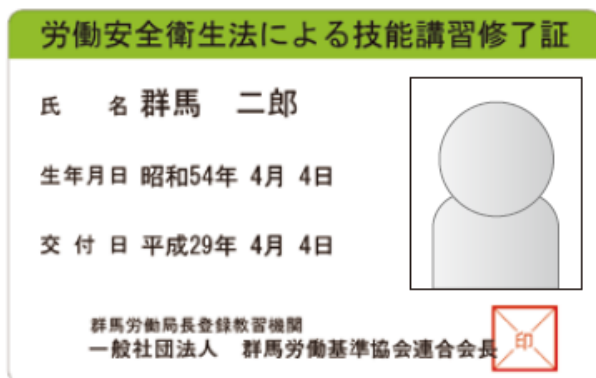
技能講習修了証の統合カード化について

一般社団法人 群馬労働基準協会連合会

本年4月1日以降に当連合会が実施する「技能講習」の修了証が統合カード化されます。カードは耐久性に優れ携帯に便利なプラスチック製に変わります。これにより、原則として、過去に当連合会で取得した複数の修了証が1枚に統合されます。(申し出より、希望者には統合しないこともできます。)

なお、当連合会以外の講習団体で受講された分については統合できません。

また、当連合会で実施したものであっても、特別教育やその他の講習・研修については、修了証はカード化されますが、統合はされませんのでご承知願います。



技能講習の種類	修了証番号	交付年月日
石綿作業主任者技能講習	16-1005	H28. 1. 1
高所作業車運転技能講習	16-1006	H28. 3. 3
乾燥設備作業主任者技能講習	16-1007	H28. 4. 4
有機溶剤作業主任者技能講習	16-1008	H28. 5. 5
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	16-1009	H28. 6. 6
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	16-1010	H28. 7. 7
鉛作業主任者技能講習	16-1011	H28. 8. 8
フォークリフト運転技能講習	17-0001	H29. 4. 4

【注意事項】

1. 本修了証は大切にし、作業中は必ず携帯して下さい。
2. 本修了証を滅失し・損傷したときは再交付、氏名を変更したときは書替を受けて下さい。

氏名 群馬 二郎

■ 当連合会が実施する4月以降の各種「技能講習」を受講する方は、統合カードに関する費用はかかりません。

■ 統合カードの交付は、「技能講習」の種類によって、即日交付と郵送による交付があります。どちらの場合でも、講習初日など事前に、既にお持ちの修了証の呈示が必要となります。

なお、新しいカードの交付後は旧修了証は使用できませんので注意してください。

■ 4月以降の「技能講習」を受講しない方で、1枚の修了証に統合を希望される場合は『再交付』扱いとなり、修了証の『再交付』の申請が必要です。(別途1回手数料2千円。)

■ 当連合会で修了証交付の事実が確認できない場合、統合はできません。(再交付、書替の場合も同じ。)

◆ 当連合会で統合カード化できる技能講習

フォークリフト運転、ショベルローダ等運転、高所作業車運転、玉掛け、小型移動式クレーン運転、床上操作式クレーン運転、プレス機械作業主任者、乾燥設備作業主任者、特定化学物質等作業主任者、有機溶剤作業主任者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、鉛作業主任者、石綿作業主任者

◆ 当連合会で統合カード化できないもの

粉じん特別教育、産業用ロボット特別教育、酸素欠乏危険作業特別教育、安全管理者選任時研修、安全衛生推進者養成講習、衛生推進者養成講習、職長安全衛生教育、安全管理者能力向上教育、衛生管理者能力向上教育、有機溶剤作業主任者能力向上教育、特化物等作業主任者能力向上教育、基礎リスクアセスメント研修、KY Tリーダー研修等

技能講習修了証の再交付・書替について

本年4月1日以降に再交付または書替の申請を行う場合、修了証が統合カード化される関係上、別紙のとおり、再交付・書替の申請書の様式が変わります。

※統合カード化しないこともできます。この場合、申請時に必ずその旨お申し出ください。

再交付 書替 統合 技能講習修了証 申込書

写真1枚貼付

縦3.0cm×横2.4cm
裏面氏名を記入し、糊付け
上三分身、脱帽、背景無地
3ヶ月以内撮影

ふりがな		生 年 月 日		
氏 名	昭 和 平 成	年 月 日	生	
現住所	〒			
連絡先	自宅 会社	()	携帯電話	— —
再交付又は書替の主な理由に○をつけて下さい。	・紛失 ・氏名の変更	・損傷 ・その他	氏名を変更された方のみ記入	旧氏名

●再交付又は書替が必要な講習名をご記入下さい。

No.	講 習 名	修 了 証 番 号	交 付 年 月 日	修了証の有無
1			昭・平 年 月 日	有 無
2			昭・平 年 月 日	有 無
3			昭・平 年 月 日	有 無

- 1 再交付、書替、統合ができるのは、当連合会が発行した修了証に限ります。
- 2 再交付の場合は自動車運転免許証又は社会保険証写し等を、また、書替の場合は旧修了証及びマイナンバーの記載のない戸籍抄本等(変更の経緯のわかるもの)を添付して下さい。
- 3 交付手数料は、修了証1枚につき2,000円(消費税込み)です。但し、講習名、修了証番号、交付年月日のいずれか又は全部が不明の場合は、講習名1件につき300円が加算されます。
- 4 統合の申込で、郵送の場合は所有する修了証のコピーを添付して下さい。窓口の場合は所有する修了証を提示して下さい。
- 5 郵送による申込の場合は、返信用封筒(住所、氏名を記入し、82円切手を貼付)を同封して下さい。また、交付手数料の支払いは現金書留又は郵便小為替として下さい。

統合について

●統合希望の方のみご記入下さい。所有する修了証に○印を記入して下さい。紛失した場合は上記に記入して下さい。

フォークリフト運転		特化・四刃鉛等作業主任者
高所作業車運転		特定化学物質作業主任者
ショベルローダー運転		有機溶剤作業主任者
玉掛け		酸欠・硫化危険作業主任者
小型移動式クレーン運転		第1種酸欠作業主任者
床上操作式クレーン運転		第2種酸欠作業主任者
プレス機械作業主任者		鉛作業主任者
乾燥設備作業主任者		石綿作業主任者

《申込先》 〒371-0031 前橋市下小出町2-16-16
TEL:027-233-3582 FAX:027-235-0908

平成 年 月 日

一般社団法人 群馬労働基準協会連合会 殿

申込者本人の自筆署名

(印)

(自筆の場合)
印を省略可

※事務局記入

※受付年月日	※修了証発行日	※交付方法	※台帳処理	※手数料受領
		窓 □ 郵 送		現金書留 郵便小為替 その他